

定額減税不足額給付金の支給について

福 祉 部
財 政 部

1 概要

「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」により、物価高対策（給付金・定額減税一体支援）として令和6年度中に実施した定額減税調整給付金（以下「当初調整給付金」という。）において、支給額に不足が生じた方に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税不足額給付金を支給する。

2 定額減税不足額給付金の対象

(1) 不足額給付Ⅰ

当初調整給付金については、令和5年分の所得情報を用い、令和6年分の所得税額を推計するなどし、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税がしきれないものと見込まれた方に対し支給した。

今般、確定申告等により令和6年分所得税の定額減税額等が確定したことから、令和7年度住民税の賦課期日（令和7年1月1日）に本市に住所を有する方等（住登外課税者含む。）のうち、本来給付すべき調整給付金と、当初調整給付金との間で差額が生じた方を対象に、その差額（不足額）を支給する。（1万円単位で切り上げ）

(2) 不足額給付Ⅱ

以下のいずれの要件も満たす方を対象に、原則4万円を支給する。

- 定額減税前の「所得税額」及び「個人住民税所得割額」が零（ゼロ）円で、本人が定額減税の対象外である。
- 「青色事業専従者・事業専従者（白色）」又は「合計所得金額48万円超」により、税制度上の扶養親族から外れ、扶養親族等として定額減税の対象外である。
- 低所得世帯向け給付金（令和5年度非課税世帯給付金等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

3 対象件数

約 13,000 人

(内訳：不足額給付Ⅰ 約 11,500 人、不足額給付Ⅱ 約 1,500 人)

4 支給までの流れ

(1) 各支給対象者に通知書を送付 令和 7 年 8 月 20 日 (水)

ア 公金受取口座を登録している方や過去の給付金において口座登録のある方へ、**支給通知書 (プッシュ型)** を送付する。(原則、手続き不要)

※口座変更の希望や受給辞退の申し出期間を確保した後に振り込む。

イ 上記以外、振込先の口座登録のない方等へ、**確認書**を送付する。

※その他、転入により前市町村で受給した当初調整給付金額が確認できない方等は、別途申請書の提出が必要。

(2) 確認書や申請書の受付・審査 (郵送又は電子)

(3) 給付金を指定口座へ振り込み

5 支給時期

初回振込予定日 令和 7 年 9 月 12 日 (金) ※以降、受付処理後に順次支給

6 申請期限

令和 7 年 10 月 31 日 (金) (当日消印有効)